令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　１

全教委連第１１６号
令和８年１０月３０日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
　主査　貞広　斎子　殿

全国都道府県教育委員会連合会
会　長　　坂　本　雅　彦

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見提出について

次期学習指導要領がもたらす大きな変革と理念の適切な実施に向け、国が基準を示し市町村が学校現場を支える中、都道府県は、任命権者としてはもとより、広域自治体として指導・支援の重要な責任を担っています。本連合会はその責務を果たす決意のもと、学校現場の切実な実態を踏まえ、以下のとおり意見を申し上げます。

第２章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

明確に示された３つの方向性、すなわち、「主体的・対話的で深い学びの実装」及び「多様性の包摂」を実現すべく、「実現可能性の確保」も併せて掲げ、教育の質の向上と教師の過度な負担の軽減を両立させる視点が示されたことには大きな意義があると捉えている。

次期学習指導要領に向けた「審議まとめ」は、これまで以上に多様かつ広範な視点を含む内容であるとともに、調整授業時数制度の創設や、授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化など、実現可能性の確保のためにも学校の創意工夫による裁量の余地が大幅に拡大する方向性を示している。そのため、学校が主体的に教育課程を編成・実施し、質の高い教育を実現できるよう環境整備が不可欠である。

具体的には、①全ての教員が次期学習指導要領の内容を正確に理解できるよう、内容や趣旨を一層分かりやすく示すこと、②保護者や地域への周知の充実、③誰一人取り残さない学びの実現に向けた人的・財政的支援について、国としても具体的な方策を講じるとともに一層の支援を期待する。都道府県としては、広域自治体としての役割を主体的に努めていく必要がある。

第３章 「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領

「深い学び」の実装を実現する次期学習指導要領とするために、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」による構造化が盛り込まれているが、今後、現場の教員がそれらを理解し、具体的な活用イメージを持てるようにする必要がある。

デジタル学習指導要領の開発により活用方法も広がる中で、学習指導要領に立ち返りながら教師の創意工夫が発揮されたより良い授業づくりに向けて、教師が日常的に「統合的な理解・総合的な発揮」を意識できるよう、授業づくりの在り方について分かりやすい言葉や表現も用いつつ、丁寧に周知していただきたい。

また、学校現場でのデジタル学習基盤の活用状況はバラつきがあり、残念ながら活用があまり進んでいない場合もあれば、活用自体が目的化し、個別最適な学びと相まって教師の指導性が薄く効果的な学びとなっていない場合も散見される。デジタル学習基盤の活用を前提とした学びの方向性について次期学習指導要領等で示していくとされているところ、デジタル学習基盤を活用し「効果的な」学びにつながるよう、活用することのメリットに加え、授業で活用する際に教師が留意すべき事項についても適切に盛り込んでいただきたい。

第４章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程

「調整授業時数制度」の活用を学校等の判断で可能とするに当たり、都道府県としては広域自治体として積極的な役割を果たし、効果的な取組となるよう、又は適切ではない取組の実施を防ぎ改善を図ることができるよう、市町村を支援していく必要がある。

現行の授業時数特例制度や教育課程特例校制度は、学校の設置者等からの申請に基づく審査を経た文部科学大臣の指定により質の担保を図ってきたところである。この既存制度も統合する調整授業時数制度の質を担保できるよう、国主導による事例やノウハウの創出・展開により、教育委員会による指導・助言、学校による制度活用が円滑にできるよう御配慮いただきたい。

また、本制度を効果的に活用するためには、校長が主導し、カリキュラム・マネジメントの実質化が図られる必要があり、制度趣旨や好事例を発信することに加え、研修等を通じた人材育成も含めて、現場を支援していただきたい。さらに、調整授業時数制度における「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の運用に関して、「審議まとめ」に記載されている類型及び例について具体的な事例を特に豊富に創出・展開いただきたい。

第５章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上

現場多忙化の反省を踏まえ、「余白」の創出を通じた教育の質の向上について基本的な考え方・課題・方策が示されたことに賛同する。「審議まとめ」では、授業時数の適正化・平準化について示されており、既に全国の学校で取組が進んでいるところ、引き続き、国として取組を促進し、具体例も展開いただきたい。

第６章 豊かな学びに繋がる学習評価

「審議まとめ」で示された「学びに向かう力、人間性等」の評価の在り方や、「統合的な理解・総合的な発揮」の学習評価での取扱い、シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理については、現行学習指導要領から大きな変更もあり、適切な理解の浸透を十分図る必要がある。このため、特別の教育課程における学習評価も含め、学校における理解が円滑に進むよう、分かりやすい表現と丁寧な説明により周知に努めていただきたい。併せて、改訂後に国が作成する学習評価に係る参考資料は、教員が実際に評価する際や、教育委員会が指導・支援を行う上で重要な拠り所となっていることから、速やかに作成を進め、全面実施の一年前までには周知を開始いただきたい。

第７章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的学びの実現

情報活用能力の抜本的向上に向けて、小学校の総合的な学習の時間における「情報の領域」の付加や中学校における「情報・技術科」の創設により、発達段階に応じた体系的な学びが実現されることが期待される。

一方で、教員の指導力や人的支援体制、ICT 環境には依然として差異が見られることから、新たな教育課程の円滑な実施に向けて、学習評価の在り方を含む指導資料や指導事例の早期提示、教員研修の充実、デジタル教材や教育用 AI の開発・整備など、必要な支援を計画的に進めることが重要である。

また、高度化・専門化が進む情報教育の分野においては、学校と外部専門人材との連携を持続的に推進できるよう、人的・財政的な支援が必要である。

加えて、生成 AI をはじめとする新たな情報技術が急速に普及する中、AI の出力を適切に評価・活用する能力や、情報の真偽を判断する力、情報モラルやメディアリテラシーに関する理解を育成することの重要性は一層高まっている。このため、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、教員がこうした内容を適切に指導できるよう、研修や指導支援の充実についても十分に配慮いただきたい。

第８章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策

次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策が、本章において具体的に整理されたことに大きな価値があると考える。示された６つの項目が着実に実施されることにより、各学校において次期学習指導要領による教育が円滑に実施できるものと考える。特に（６）諸条件の整備の在り方については、確実な実施を求めたい。

以上